埼玉県立越生翔桜高等学校学則

第１章　総則

（学則の目的）

第１条　この学則は、埼玉県立高等学校通則第２条の規定に基づいて、埼玉県立越生翔桜高等学校の運営に関する必要事項を定める。

（名称及び位置）

第２条　本校は、埼玉県立越生翔桜高等学校と称し、埼玉県入間郡越生町大字西和田字上平６００番地に置く。

（教育の目的）

第３条　本校は、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に基づいて、高度な普通教育及び美術表現に関する専門教育を施すことを目的とする。

（課程、学科及び修業年限）

第４条　本校には、全日制の課程普通科、美術科及び美術表現科を置き、その修業年限は３年とする。

（生徒定員）

第５条　本校は、男女共学とし、生徒定員は埼玉県立高等学校通則の別表による。

第６条　削除

第２章　学年、学期及び休業日

（学年及び学期）

第７条　学年は４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

２　学年を分けて、次の３学期とする。

第１学期　４月１日から８月３１日まで

第２学期　９月１日から１２月３１日まで

第３学期　１月１日から３月３１日まで

（休業日）

第８条　休業日は、次のとおりとする。

（１）　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日

（２）　日曜日及び土曜日

（３）　県民の日を定める条例（昭和４６年埼玉県条例第５８号）に規定する日（１１月１４日）

（４）　開校記念日　６月１日

（５）　春季休業日　４月１日から４月１０日までの間において校長が定める期間

（６）　夏季休業日　７月１５日から９月５日までの間において校長が定める期間

（７）　冬季休業日　１２月２０日から１月１０日までの間において校長が定める期間

（８）　学年末休業日　３月２０日から３月３１日までの間において校長が定める期間

２　前項第５号から第８号までの休業日の日数の合計は、学年を通じて７０日以内とする。

３　校長は、第１項第５号から第８号までの休業日を定め、あらかじめ埼玉県教育委員会（以下「委員会」という。）に届け出なければならない。

４　校長は、教育上必要があるときは、委員会の承認を得て休業日を授業日とし、又は教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは、委員会の承認を得て授業日を休業日とすることがある。

第３章　教育課程及び授業時数

（教育課程）

第９条　本校の教育課程は、高等学校学習指導要領及び埼玉県高等学校教育課程編成要領教育課程一般編（以下「教育課程編成要領一般編」という。）の基準により、校長がこれを定め、委員会に届け出るものとする。

２　教育課程表は、別に定める。

（授業時数）
第１０条　各教科に属する科目、特別活動及び総合的な探究の時間の授業時数は、教育課程編成要領一般編の基準により校長が定める。
（教科用図書）
第１１条　教科用図書は、委員会が採択したものを使用する。

第４章　単位修得及び卒業の認定

（単位修得の認定）
第１２条　単位修得の認定は、生徒の出席状況と平素の成績によりこれを行う。
２　前項による認定の方法は、校長がこれを定める。
（学校外における学修の単位の認定）
第１２条の２　校長は、教育上有益と認めるときは、校長の定めるところにより、生徒が行う次に掲げる学修を本校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。
（１）　大学、高等専門学校又は専修学校の高等課程若しくは専門課程における学修その他の教育施設等における学修で文部科学大臣が別に定めるもの
（２）　知識及び技能に関する審査で文部科学大臣が別に定めるものに係る学修
（３）　ボランティア活動その他の継続的に行われる活動（本校の教育活動として行われるものを除く。）に係る学修で文部科学大臣が別に定めるもの
（加えること等のできる単位数）
第１２条の３　第１２条の２規定に基づき加えることのできる単位数及び前条の規定に基づき与えることのできる単位数の合計数は３６を超えないものとする。
（高等学校卒業程度認定試験の合格科目に係る学修の単位認定）
第１２条の４　校長は、教育上有益と認めるときは、校長の定めるところにより、生徒が行う高等学校卒業程度認定試験規則（平成１７年文部科学省令第１号）の定めるところにより合格点を得た試験科目（同令附則第２条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和２６年文部省令第１３号）の定めるところにより合格点を得た受検科目を含む。）に係る学修（当該生徒が入学する前に行ったものを含む。）を本校における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。
（卒業の認定）
第１３条　校長は、本校における所定の各教科に属する科目、特別活動及び総合的な探究の時間を履修し、その成果が満足できるものと認められる者に対して、卒業の認定を行い、卒業証書を授与する。

第５章　入学、休学、退学、転学、留学及び出席停止

（入学）
第１４条　本校への入学は、校長がこれを許可する。
２　本校に入学することができる者は､次の各号の一に該当する者でなければならない。
（１）　中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者、若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者
（２）　外国において、学校教育における９年の課程を修了した者
（３）　文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
（４）　文部科学大臣の指定した者（昭和２３年文部省告示第５８号）
（５）　就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和４１年文部省令第３６号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
（６）　その他本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
３　本校の第１学年の途中又は第２学年以上に入学できる者は、前項の各号の一に該当する者かつ次の各号に該当する者でなければならない。
（１）　相当年齢に達している者
（２）　本校において、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められる者

４　第２項第６号及び前項による学力の認定は、校長がこれを行う。
（入学者の選抜）
第１５条　校長は、入学志願者に対し、委員会の定めるところにより、入学選抜を行う。
（志願手続）
第１６条　入学志願者は、入学願書の外に、入学に必要な書類を出身学校長を経て、所定の期日までに、本校校長に提出しなければならない。
（入学手続）
第１７条　入学を許可された者に対し親権を行う者、若しくは親権を行う者のないときは未成年後見人（以下「保護者」という。）は、所定の期日までに在学保証書を校長に提出しなければならない。
２　前項の規定にかかわらず、入学を許可された者が成年者であるときは、当該入学許可された者が、誓約書を校長に提出するものとする。
３　保護者が死亡し、又は保護者に変更があつたときは、改めて在学保証書を提出しなければならない。
４　保護者又は生徒が、転居又は氏名変更等をした場合には、保護者（生徒が成年者であるときは、当該生徒。以下同じ。）は、速やかに校長に届け出なければならない。
（休学、復学及び退学）
第１８条　生徒が疾病その他やむを得ない事情によって休学又は退学しようとするときは、その事由を具し、保護者と共に記名の上、校長に願い出て許可を受けなければならない。ただし、疾病による休学若しくは退学の場合は、医師の診断書を添えなければならない。
２　前項の休学は、２か月以上引き続き出席できないとき、願い出ることができる。
３　前項により休学を願い出たときは、校長は、２年以内の期間でこれを許可することができる。
４　休学中の生徒が復学しようとするときは、その事由を具し、保護者と共に記名の上、校長に願い出て許可を受けなければならない。ただし、疾病により休学した場合は、医師の診断書を添えなければならない。
５　第１項によって退学した者が、２年以内に再入学を願い出たときは、校長は、退学当時の在学年以下の学年に入学を許可することがある。
（転学）
第１９条　生徒がやむを得ない事情によって転学しようとするときは、その事由を具し、保護者と共に記名の上、校長に願い出て許可を受けなければならない。
２　他の高等学校から転入学を志望する生徒のあるときは、校長は、教育上支障がない場合には、必要書類の提出を求め、選考の上、履修した単位に応じて、相当学年に転入学を許可することがある。
（留学）
第２０条　生徒が外国の高等学校に留学しようとするときは、その事由を具し、保護者と共に記名の上、校長に願い出て許可を受けなければならない。
２　前項により留学を願い出たときは、校長は、教育上有益と認める場合には、留学を許可することがある。
３　留学中の生徒が、復学しようとするときは、その事由を具し、保護者と共に記名の上、校長に願い出て許可を受けなければならない。
４　校長は、第１２条第１項の規定にかかわらず、前項により復学を許可された生徒について、外国の高等学校における履修を本校における履修とみなし、３６単位を超えない範囲で単位の修得を認定することがある。
５　校長は、前項の規定により単位の修得を認定した生徒について、第７条第１項に規定する学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることがある。
（出席停止）
第２１条　校長は、感染症にかかり、若しくはそのおそれのある生徒に対して、出席停止を命ずることがある。
（生徒心得）

第２２条　生徒心得は、校長が定める。
２　生徒は、別に定める生徒心得を守らなければならない。

第６章　授業料、入学料及び入学選考手数料

（授業料、入学料及び入学選考手数料）
第２３条　授業料、入学料及び入学選考手数料は、県条例によって納入しなければならない。
（授業料等の減免）
第２４条　やむを得ない事由により、授業料及び入学料の減免を希望する者は、埼玉県立高等学校の授業料及び入学料の減免に関する規則により、願い出ることができる。
（授業料滞納者に対する処置）
第２５条　校長は、生徒が長期にわたり授業料を滞納したときは、出席停止を命じ又は除籍を行うことがある。

第７章　賞罰

（表彰）
第２６条　校長は、学業、人物その他が優秀であって、他の模範となる生徒に対しては、これを表彰することがある。
（懲戒）
第２７条　校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることがある。
２　懲戒のうち、戒告、謹慎、停学及び退学の処分は、校長が行う。
３　前項による退学の処分は、次の各号の一に該当する場合に限って行う。
（１）　性行不良で改善の見込みがないと認められる者
（２）　学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
（３）　正当の理由がなくて出席常でない者
（４）　学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者
４　前各項による懲戒の手続その他必要な事項は、別に定める。

第８章　証明書の交付

（証明書の交付）
第２８条　校長は、必要があると認めるときは、在学証明書、卒業見込証明書、卒業証明書、修学証明書、修了証明書、成績証明書、単位修得証明書その他の証明書を交付することができる。

第９章　補則

（服喪）
第２９条　生徒は、親族が死亡した場合、次の表に掲げる期間、服喪のため忌引を受けることができる。

死亡した者	忌引日数
父・母	５　日
祖父母・兄弟姉妹	３　日
伯（叔）父母・甥・	１　日

２　校長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、表以外の親族が死亡した場合にも、必要な日数の忌引を認めることができる。
（細則の制定）
第３０条　校長は、学校の管理運営に関し、必要と認める場合には、細部について別に定める。
（学則の変更）
第３１条　本学則の変更は、委員会の承認を得て、校長がこれを行う。

附　則

この学則は、令和８年４月１日から施行する。